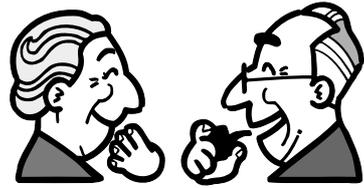


こんにちは!



地域包括支援センターです

名称	地域	所在地	電話番号	ファックス号
豊岡地域包括支援センター	豊岡地域	城南町23-6	24-2401	29-3144
城崎・竹野 地域包括支援センター	城崎地域 港地区	城崎町湯島625-9	32-4599	32-2940
城崎・竹野 地域包括支援センター 竹野分室	竹野地域	竹野町須谷1478	47-1425	47-1878
日高地域包括支援センター	日高地域	日高町祢布891-2	42-0158	42-6300
出石・但東 地域包括支援センター	出石地域	出石町福住1302	52-7015	52-5716
出石・但東 地域包括支援センター 但東分室	但東地域	但東町出合433-1	54-0515	54-0182

※地域ごとに、地域包括支援センター（健康福祉センター内）が設置されています。近くの地域包括支援センターに相談ください。

地域包括支援センターは
どんなところ?

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の皆さんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援していくための拠点と

なる機関です。

豊岡市には4つの地域包括支援センターと2つの分室が左表のとおり設置されました。皆さんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的に利用ください。

地域包括支援センターは
どんな仕事をしているの?

保健師（看護師など）、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となって、次のような仕事をしています。

① 自立して生活できるような支援します（介護予防ケアマネジメント業務）

○ 介護保険で「要支援1、要支援2」と認定された方が、生活の中で実現したいことを目標に、できる限り住み慣れた地域で生活できるように支援します。

○ 健康な方でも、からだを使う機会が少なくなると、筋力や心肺機能の低下、認知症などの症状が出て、介護が必要な状態になるおそれがあります。そうならないために、皆さんの介護予防をお手伝いします。

② 皆さんの権利を守ります（権利擁護業務）

○ 高齢者虐待の早期発見・把握、成年後見制度の紹介、消費者被害への対応など、

高齢の皆さんが安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守るための支援を行います。

③ 健康や福祉・医療について何でも相談に対応します（総合相談支援業務）

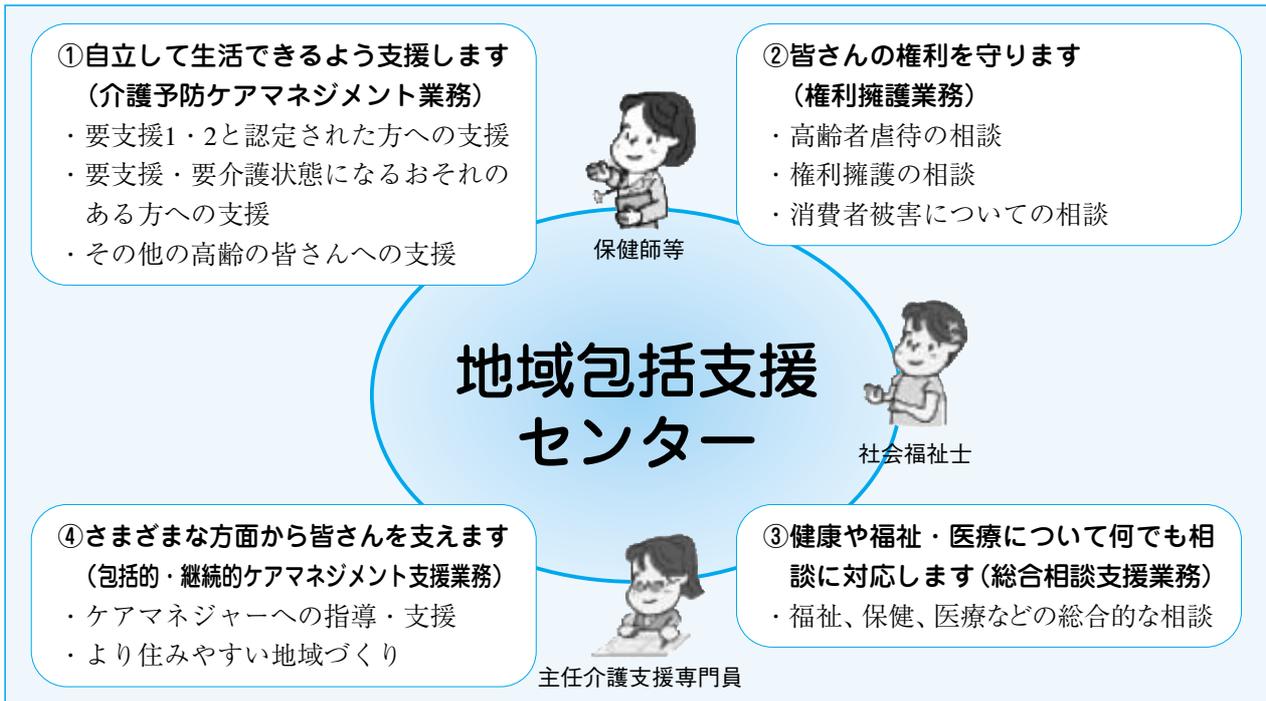
○ 介護に関する相談や悩み、健康や福祉、医療や生活に関することなど、さまざまな相談に対応します。「どこに相談するのかわからない」という場合は、まずは相談ください。問題に応じて適切なサービス提供や機関、制度の利用につなげます。

④ さまざまな方面から皆さんの支えます（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）

○ 高齢の皆さんを直接支援するほか、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるような支援・指導をすることにより、間接的に皆さんの支援をします。

また、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とのネットワークづくりにも取り組んでいます。

■地域包括支援センターの業務



業務サービスなどに関する

Q&A

Q 久しぶりに、近所の高齢者を訪ねたら、具合が悪くて寝込んでいました。一人暮らしのようですし、どうしたらよいのでしょうか？

A 地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんの安心を支えるための総合的な窓口としての役割を担っています。近所に困っている高齢者がいるが、どうしてよいかわからないなど、住民の方からの情報提供を受け、適切なサービスにつなぐことも行います。

Q 介護以外の相談でも受け付けてくれるのでしょうか？

A 地域包括支援センターでは、職員の専門外のことについても、地域の関係機関を紹介したり、情報提供を行うなどさまざまな相談に適切な対応を行うようにします。

Q 「要支援1」「要支援2」と認定された場合はどこに連絡したらよいのでしょうか？

A 近くの地域包括支援センターに連絡してください。介護保険の在宅サービスを利用

する際に必要な利用計画「ケアプラン」の作成は、地域包括支援センターの担当職員、または地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行います。

Q 「要支援1」「要支援2」の方が利用できるサービスは？

A 状態の悪化をできる限り防いで生活機能の維持向上を図ること（介護予防）を目的として左表の「介護予防サービス」を利用することができます。

Q 「非該当」と認定された

場合はサービスが利用できないのでしょうか？

A 介護保険のサービスは利用できませんが、介護や支援が必要となるおそれのある方は、市が行う介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援）を利用することができます。また、自立した生活が送れる方は、生活に関する総合的な相談や生活支援などのサービスを利用することができます。近くの地域包括支援センターに相談ください。

■介護予防サービス一覧

	サービスの種類
通所して利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護（デイサービス） ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
訪問を受けて利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問看護 ・介護予防居宅療養管理指導
居宅での暮らしを支える	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修費支給
短期間入所する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活／療養介護（ショートステイ）
在宅に近い暮らしをする	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護
住み慣れた地域での生活を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※要支援2の方のみ